

- いため、リサイクル料金は市場価格がダイレクトに反映されるシンプルな構造ではないことに留意すべきではないか。
- ・リサイクルが適正に行われているか判断できるように、リサイクル料金の内訳について消費者にもっと情報提供すべきではないか。
  - ・リサイクル料金が安いのか高いのか判断できるような、より詳細な事業分析を示す必要があるのではないか。
  - ・リサイクル料金の内訳についてリサイクルプラントへの委託料が大半を占めているが、その詳細な内訳はどうなっているのか。
  - ・A、Bグループのリサイクル料金の内訳に傾向が見られるのか把握できないか。
  - ・資源価格の高騰が、家電リサイクルルートに流れる廃家電の数量へ限定的な影響しか与えないという説明は納得しにくいのではないか。
  - ・資源価格の高騰を見込まずリサイクル価格設定をしていると思うが、資源価格の高騰がなければ、リサイクルに係るメーカーの赤字幅はより拡大していたという解釈ができるのではないか。
  - ・メーカー間でリサイクル料金がほぼ一律となっているのは問題ではないか。
  - ・リサイクル料金について、資源の価格が高騰していることも含めて検討すべきではないか。
  - ・指定引取場所以降に競争原理を働かせる方法を検討すべきではないか。
  - ・適正なリサイクルには一定の費用が必要であり、リサイクル料金は安ければよいというものではないのではないか。
  - ・廃棄時負担を維持するのであれば、リサイクル料金を同一製品内のカテゴリーによって変えていけるか、透明性を図ることができるかが重要な点になるのではないか。

#### (料金の負担時期)

- ・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。
- ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。
- ・前払い制度にすることによって不法投棄の防止と見えないフローの把握が進むのではないか。
- ・前払いにしたらず不法投棄がなくなるかということは誰にも分からないのではないか。
- ・前払いだけでは中国への流出は防げないのではないか。
- ・消費者が払いやすいシステムにするという観点から前払いにすべきではないか。
- ・施行から5年が経過し、リサイクルコストの算定に目途が立ったことは、前

払いを可能とする一つの要因ではないか。

- ・ネット販売の拡大も踏まえて現在の料金負担方法を見直すべきではないか。
- ・前払い制度にすることで消費者が製品使用後のコストを認識しないようになってしまうのではないか。
- ・消費者が有料で責任をもって処理する日本の文化を維持すべきではないか。
- ・日本国民の品格が下がっているという指摘もあり、必ずしも、日本の文化では、各主体が責任を持って対応するとは言えないのではないか。
- ・既製品への対応や製品の長期使用促進等現行制度を採用した理由との関係を整理すべきではないか。
- ・排出時負担方式は処理時点で必要な費用を回収でき、最もシンプルで公平な方式ではないか。

#### (収集運搬料金)

- ・収集運搬料金についても金額を統一して購入時に徴収すべきではないか。

#### (料金負担方式)

- ・半分程度しか法定リサイクルされず、相当数が不適正処理されている実態を改善するため、製品購入時消費者負担方式（当期充当方式）に変更すべきではないか。
- ・当期充当方式は、人口減少に伴い製品の購入数も減少し、将来的には購入数<廃棄数となり、国民年金のように不公平感が発生し、不払いや料金の高騰につながるのではないか。
- ・当期充当方式においては、新技術により商品がなくなった場合の問題をどう考えるのか。
- ・エアコンなどは、冷夏か猛暑かで売れ行きが大きく異なることから、販売台数に安定性がなく、資金の過不足が生じる蓋然性が高いことをどのように考えるか。
- ・自動車リサイクル法のリサイクル料金の決定方式は、自動車のように所有者が特定されない家電では難しいのではないか。
- ・ベストではないが、ベターな方式として現状の方式が選択されたのであり、前払い制度を導入するのであれば、現実的なシミュレーションを行うべきではないか。特に自動車のような事前登録制度がない中で、中古品として輸出されるものについてどのようにして支払った人に払い戻していくのか考えると、制度として大変難しいのではないか。

#### (料金負担方式変更の目的・効果等)

- ・前払いに変更することで、不法投棄や中古品輸出がなぜ減少するのか。
- ・料金負担方式については、回収率を上げる観点から検討すべきではないか。

- ・パソコンのような内部化方式にすると、リサイクルシールのない人が不法投棄するのではないか。
- ・「見えないフロー」や不法投棄が、料金の負担方式を変更することにより本当に改善されるのか、数字で確認できる方法をしっかりと検討すべきではないか。
- ・ユーザーが廃棄物の処理に関してコストの認識をしてもらい、排出抑制につながることも、家電リサイクル法の狙いではないか。

#### (料金の表示方法)

- ・消費者としての義務を果たせるようにするには料金を価格内部化すべきではないか。
- ・料金内部化はあらゆる問題を隠してしまうので極めて危険ではないか。
- ・リサイクル料金に関する消費者理解、適正な転嫁の観点から、料金は外部化すべきではないか。

#### (料金納付方式)

- ・仕入れ段階でメーカーが資金管理団体に料金を納入し、小売業者から料金相当分を回収する方式とすべきではないか。

#### (カテゴリー別料金)

- ・リサイクル料金は大きさによって3段階程度に区別すべきではないか。

#### (その他)

- ・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。
- ・料金負担方法については、負担された料金が安定的に管理・確保されるようなスキームを検討すべきではないか。
- ・リサイクル料金の検討の際は実際の家電販売への影響を考えねばならないのではないか。
- ・価格転嫁ができないからといって、それだけではリサイクル料金に関する制度を改正しないということにはならないのではないか。

### 6. 再商品化等の基準

- ・リサイクル率は目標値を上回っており、もはや目標値ではなくなっているのではないか。
- ・リサイクル率は市況により上下するため、将来のリスク要因も考慮すべきではないか。
- ・ブラウン管について、同じことをしていながら、海外に輸出すると逆有償に

なるという理由でリサイクル率が下がるというようなことがないようにすべきではないか。

- ・リサイクルの定義に品質基準を導入すべきではないか。
- ・再商品化率は基準を10%以上上回っているが、ミックスプラスチックや非鉄系ミックスメタルが適切にリサイクルされないといった課題を解決すべきではないか。
- ・静脈産業の健全な育成の観点からみると、動脈産業に比べ、技術力アップのための税制などの支援策が不十分ではないか。
- ・再商品化の質と信頼性の確保のためにフロン回収率の目標の設定が必要ではないか。

## 7. 効率的・効果的な収集運搬システムの整備

### (収集運搬料金)

- ・値引きの対象となってしまう収集運搬料金が適切に回収できるような仕組みを検討すべきではないか。
- ・「リサイクル料金無料」といった小売業者の広告を法律で防止できないか。
- ・収集運搬料金が500円のところもあれば、2千円、3千円のところもあり、消費者に不公平感があるのではないか。
- ・収集運搬料金の価格差は指定引取場所までの距離も影響しているのではないか。

### (指定引取場所の共通化等)

- ・AグループとBグループの指定引取場所を共通化、再配置すべきではないか。
- ・指定引取場所を大幅に増設すべきではないか。
- ・量販店の大型物流施設を指定引取場所として活用すべきではないか。

### (効率的な回収システムの構築)

- ・自治体のクリーンセンターのヤードをサブヤードとし、回収に協力すべきではないか。
- ・メーカーの責任で小売業者の店頭から回収することや、販売会社の空き地をサブヤードとして活用することを検討すべきではないか。
- ・回収率を上げるため、メーカーと小売が一緒に新たな回収スキームを検討すべきではないか。
- ・近くに電器店がない場合等においては、パソコンリサイクルと同様の回収ルートにしてはどうか。

### (ネット販売等への対応)

- ・ネット販売等の販売形態が出現しており、対策を検討すべきではないか。

#### (義務外品)

- ・引取義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すべきではないか。

#### (製造業者への確実な引渡し)

- ・適正なリサイクルを確保するため、小売業者に対し、リサイクル券の回付状況の確認を義務付けてはどうか。
- ・消費者から小売業者に引き渡された廃家電が確実に製造業者へ引き渡されることを担保する制度を導入すべきではないか。

#### (指定引取場所のサービス改善)

- ・連休の圧縮と繁忙期休日の廃家電受入れ、受入時間の延長など家電流通の実態に即した指定引取場所のサービス向上を図るべきではないか。
- ・店頭から指定引取場所まで一定料金で公平に回収できる仕組みを検討すべきではないか。

#### (その他)

- ・マニフェストについて、電子化するなどITを活用した合理的な仕組みにすべきではないか。
- ・中小の工事業者に対する自治体ごとの廃棄物処理法上の収集運搬業許可取得に係る負担軽減策を講じるべきではないか。
- ・小売店は引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底を図るべきではないか。

### 8. 離島対策

- ・家電リサイクル法第29条の規定に基づき、離島にも指定引取場所を設置すべきではないか。
- ・自動車リサイクル法と同様の補助制度の創設など特別の措置を講じるべきではないか。

### 9. 制度の普及啓発等

- ・誰に引き渡すかは排出する消費者にも責任があり、消費者の認知を高めるための方策が必要ではないか。
- ・自治体はもっと消費者啓発を行うべきではないか。
- ・事業者において、消費者に対する周知を行うべきではないか。
- ・リサイクルされた資源の活用先や、製品においてどのような環境配慮設計がなされているか等の情報提供を進めるべきではないか。

## 10. 国際問題

- ・近隣諸国での家電の廃棄について、D f Eなど日本の貴重な経験を発信していくことが重要ではないか。
- ・中国のE - W a s t e問題は、中国の資源を吸い込む力が大きいことが原因であり、中国への廃家電輸出の流れは前払いになったからといって止まらないので、規制するしかないのではないか。
- ・有害廃棄物の無許可輸出はバーゼル法違反であり、必要な措置をとるべきではないか。
- ・国際的な物品コード（HSコード）の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入を把握する仕組みを構築すべきではないか。
- ・海外での回収・リサイクル体制を整備し、海外にある生産工場などで資源としてリサイクルすることも考えられるのではないか。
- ・再生資源の輸出には一定の品質基準義務付けや輸出数量、仕向地と相手先業者の報告の義務付け等により、中古や再生資源と称した実質的なゴミ輸出を防止すべきではないか。
- ・海外に輸出された後のことも視野に入れて、制度の検討を行うべきではないか。
- ・中古品として輸出される家電製品について、その処理に必要なリサイクル費用も含めて輸出先国に移転する仕組みにすることも輸出先国での適正処理を担保するための1つの方策ではないか。

## 11. 既存業者の活用

### (再生資源業者の活用)

- ・家電リサイクル法の枠組みの中に法施行前からリサイクルを行ってきた再生資源業者を位置付けるべきではないか。
- ・前払い制度にした場合にも、適正にリサイクルを行った既存リサイクル業者に料金が渡るようなシステムとすべきではないか。
- ・リサイクル料金を前払いにする場合は、透明性を含めて消費者への説明責任を果たす必要が大きい。その一方で、メーカールート以外の処理に対して前払いで回収したリサイクル料金を支出することは、絶対にすべきではないのではないか。
- ・他のリサイクル制度との比較検証等により、再生資源業者の活用策について検討すべきではないか。
- ・大阪方式は大阪が大都市で人口密集地帯であるという特殊な地理的要因を前提として成り立っており、全国的な普遍性はないのではないか。

### (処理内容)

- ・大阪方式など、安い料金でリサイクルを行っている既存事業者はどのようなリサイクルを行っているのか、実態を把握すべきではないか。例えば、フロン回収等を適正に行っているのか。
- ・大阪方式のリサイクル率について、家電リサイクル法ルートに基づく製造業者のものと比較できるように、算出方法を見直した上で数字を出すべきではないか。

#### (コスト)

- ・大阪方式について、きちんと処理基準を守ってメーカーより安い料金でリサイクルできているのか。
- ・メーカーは、大阪方式と異なり、全国レベルで引取り・リサイクルの義務を果たすためのコストが必要であり、人口稠密地域で大阪方式を推進することはメーカー方式の高コストをもたらすことになるのではないか。
- ・メーカーとそれ以外の業者のリサイクルの内容とコストについて情報を公開し、検討できる状態にすべきではないか。
- ・「安ければよい」はリサイクルでは通用しないのではないか。

#### (環境配慮設計との関係等)

- ・環境配慮設計を促進する観点から、メーカー責任で処理することとなっている拡大生産者責任の考え方を踏まえて対応すべきではないか。
- ・大阪方式については、法制定時に整理された、メーカー責任で処理するという趣旨と矛盾しないように留意して検討すべきではないか。
- ・大阪方式について、環境配慮設計等に向けた取組との関係でどのように考えるべきか。
- ・自治体が大阪方式を推進するのであれば、市町村責任に戻すべきではないか。
- ・大阪方式については、もともと市町村にとって処理困難な廃家電をメーカーが適切に処理するという法律の趣旨を踏まえて検討すべきではないか。

### 12. 家電リサイクル券

- ・リサイクル券の記載事項の簡素化等運用上の見直しを行うべきではないか。
- ・家電リサイクル券システムが制度のインフラとして大変うまく機能していることにより、円滑に制度が施行されているのではないか。
- ・家電リサイクル券について、消費者の認知が低く、有効に働いていないのではないか。
- ・家電リサイクル券を郵便局だけでなく市役所や公民館、コンビニエンスストアなどでも扱うようにしてはどうか。
- ・全ての郵便局で家電リサイクル券を扱うようにすべきではないか。
- ・リサイクル券にハガキをつけるなど、リサイクルしたことを直接消費者に知

らせるシステムを検討すべきではないか。

### 13. その他

- ・ 静脈産業の健全な育成が大事であり、動脈とは分けて競争すべきではないか。
- ・ 景気の回復とともにこれまでにない規模の廃家電が生じる可能性があり、処理体制を万全にすべきではないか。
- ・ 資源価格が高騰しており、可能な限り有用資源を回収すべきではないか。
- ・ 消費者の立場では、安い方がよいことは事実だが、リサイクルの場合は、きちんと内容を説明し、料金設定の透明性を高めるべきではないか。
- ・ 家電リサイクル法制定により浮いた市町村の費用はどのように住民に還元されているのか。
- ・ 5年間で社会に定着した制度を変更するには明確な理由が必要ではないか。
- ・ 希少金属の有効利用や有害物質対策が家電リサイクル法に位置付けられていないのであれば、J-MOSS制度とのブリッジ規定程度の整合性を見つける必要があるのではないか。
- ・ エアコン工事業者や通信販売により委託を受けた宅配業者が廃棄物処理法の許可なく廃家電を引き取ることをできるよう検討できないか。
- ・ 家電リサイクル法のルートでの回収率に関して、目標値があってもいいのではないか。